

【公立学校における敷地内禁煙の取組みについて】

平成21年7月28日
福 利 室

1 概 要

平成15年5月1日に健康増進法が施行されたことに伴い、各学校では、受動喫煙防止のために必要な対策を講じてきました。県立学校については、平成20年4月からすべての学校で敷地内禁煙を実施したところであり、併せて、敷地内禁煙の意識を高めるために「鳥取県健康づくり応援施設【禁煙施設】」の認定を受けるよう指導し、全て取得を完了したところです。

市町村立学校については、敷地内禁煙の実施数は143校(71.5%)です。早くから敷地内禁煙に積極的に取り組んでいる市町村教育委員会もありますが、各学校の判断にまかせるなど市町村教育委員会として敷地内禁煙を実施していないのは11町です。

2 公立学校の受動喫煙防止対策の状況（市町村別）

市町村 (学校組合)	小学校			中学校		
	学校敷地内 全面禁煙	校舎内 全面禁煙	空間 分煙	学校敷地内 全面禁煙	校舎内 全面禁煙	空間 分煙
鳥取市	44			18		
米子市	23			11		
倉吉市	14			5		
境港市	7			3		
岩美町		3			1	
八頭町		7	1		1	2
若桜町	1			1		
智頭町		6			1	
湯梨浜町	3			2		
三朝町			3			1
北栄町		2			2	
琴浦町		7	1			2
南部町	3			2		
伯耆町	2	2	1	1		1
日吉津村	1					
大山町	1	3			3	
日南町		1			1	
日野町		2				1
江府町		1			1	
米子・日吉津				1		
合 計	99	34	6	44	10	7

※ 米子市立米子養護学校は中学校に含む。

3 今後の取組みについて

- 学校敷地内禁煙未実施の学校、町教育委員会に対して、早期に学校の敷地内禁煙を実施するよう校長会、教育行政連絡協議会等で働きかけること。
- 喫煙する教職員に対して、自分自身の健康と児童生徒などの周囲の人たちのためにも禁煙するよう意識啓発を図ること。